

小規模家きん飼養者の衛生意識向上への取り組み

紀南家畜保健衛生所
○山本敦司 岩田光正
吉川克郎

【背景および目的】

飼養衛生管理基準の中では小規模の家きん飼養羽数は、100羽未満となっている。しかし、紀南家畜保健衛生所本所管内（以下、当所管内）で定期報告書を提出している小規模家きん飼養者（以下、飼養者）については、100羽以上飼養している家きん農場に比べ、衛生意識に対する実態を十分に把握できていない。そこで飼養者に対し、鳥インフルエンザに感染した場合には、近隣で業として飼養している家きん農場等へ大きな影響を及ぼすことを周知し、次いで飼養実態調査と知識の普及・啓発を行うこととした。このことが飼養者の衛生意識を向上させ、ひいては管内家きん農場における鳥インフルエンザ防疫対策へつなげることを目的とした。

【方法】

飼養実態調査は当所管内の飼養者67戸（小学校9校、動物公園等4戸含む）に対し、衛生意識の把握と、指導実施を目的に、飼養衛生管理基準等について電話や立入による聴き取り調査を実施した。このうち特に農産物直売所にて卵を販売している飼養者については立入調査し、洗卵状況等の確認を行った。

また、飼養者には小学校や動物公園等も含まれるため、小学校には鶏飼育担当児童および担当教員に対し、飼育現場でのスライド説明や指導を行い、動物公園等には管理獣医師および公園飼育管理者に対し、啓発指導を行った（図1）。

【結果】

飼養者への聴き取り調査では、「飼養衛生管理基準」という言葉について聞いてみたところ、言葉自体を知っている飼養者は3%（2戸/67戸）だったが、飼養衛生管理基準の項目のうち、「鳥インフルエンザ」のこと、野生鳥獣との接触を避けるため「防鳥ネット・金網を張ること」、「破損箇所の速やかな修繕」、「むやみに外部のヒトを近づけないこと」、「情報の把握」、一般的な「手指・器具の水洗・消毒」、「異常時の通報先の把握」「毎日の健康観察」等の内容は100%が理解し、自主的に対応していた。

しかし、唯一、鶏の飲用水について問題点があった。鶏の飲用水

について、25%（17戸/67戸）の飼養者では水道水や井戸水ではなく、谷水を利用しているところが見られたため、水道水利用に切り替えるか、次亜塩素酸ナトリウムによる消毒をするように指導した。併せて、他飼養者の飲水消毒の事例紹介をした（図2）。

図2のように、井戸水を利用している飼養者が念のため井戸水に次亜塩素酸ナトリウムを添加し消毒を実施していた事例を利用した。飲水タンクは自作で、簡単に取り外して洗浄できるようになっている。

農産物直売所にて卵を販売している飼養者への洗卵状況等の確認は、2012年に黒田ら¹⁾が作成した「GP衛生管理マニュアル指針」を参考に主な内容について実施した。

まず、原卵（洗浄前の卵）と製品が接触しないようにするという点は、概ね一方通行の作業動線を確保できていた。これについては卵が少数のため確保しやすい状況であった。ある飼養者は、洗卵所の出入口が1箇所のため、交差汚染しないように洗浄済み卵を、毎回、新しいビニル袋に入れ、別の場所でパック詰めするといった工夫をしていた（図3）。

次に、原卵の洗浄水は次亜塩素酸ナトリウム溶液（150ppm以上）を用いるという点は、原卵の洗浄に次亜塩素酸ナトリウム溶液を用いている飼養者は初め6戸、水洗のみの洗浄であった飼養者は4戸であった。しかし、水洗のみの洗浄であった飼養者は、この消毒に興味を持ち、指導後、全10戸が次亜塩素酸ナトリウムを用いて洗浄消毒をするようになった。

最後に家きん卵の搬出搬入記録の作成については、簡易なメモ帳やカレンダーに記載し対応していた。

このように、卵を販売している飼養者は、全般的に食品を扱っているという高い衛生意識があった。

小学校への啓発指導については、当初管内のなかでも飼養羽数の多いT市内で、T市教育委員会を通じ、T市立S小学校で実施した（図4）。「鳥インフルエンザと学校飼育鶏」～安心してふれあうために～という標題で、飼育するときの注意点と鳥インフルエンザについて、鶏飼育担当児童（5,6年生）や担当教員等を対象に、飼育現場での説明及び指導をスライド等を用い実施した（図5～図24）。これにより鳥インフルエンザに対する「不安」を払拭できたのではないかと考える。この小学校の鶏小屋は野生鳥獣との接触がないよう、目の細かい金網でしっかりと覆われていた。今回は代表的な小学校1校について実施したが、今後、他の小学校についても同様に実施していきたいと考えている。

動物公園等への啓発指導については、まず、観賞用の鶏を飼養しているある公園では、鳥インフルエンザに関して衛生状態把握のため、自主的に鳥インフルエンザ簡易キットによる検査依頼があり、飼養羽数約 80 羽中 10 羽で検査を実施し、全検体陰性を確認した。なお、検査キットは公園が購入している（図 25）。今後も年 1 回程度の検査を実施していく予定である。次に、大規模動物公園では、施設管理者により鳥インフルエンザ対応マニュアル²⁾が整備されており、鳥インフルエンザに対する対策が講じられ、飼養衛生管理基準についても熟知していた。その中で、防疫のため、良好な衛生状態を維持するために、来園者に対し口蹄疫、鳥インフルエンザ防疫に対する注意看板や消毒設備（靴底、手指）を設置する等、積極的に取り組んでいた。例えば、入場ゲート付近のマットには塩素系消毒薬（口蹄疫に対しても対応可のため）を染み込ませており、入場時に必ず全員踏めるようになっていたり、徒歩で行くことが可能な動物鑑賞エリアへの境界には、靴底消毒マットが設置されていた。また動物とふれあえるようなエリアには、手指洗浄用の消毒設備もあり、このような設備は園内のいたる所に整備されていた（図 26、図 27）。

【まとめ】

今回の調査で、これまで立入ることの少なかった飼養者の実態を把握し、飼養衛生管理基準に準じた啓発指導をすることができ、飼養者の衛生意識が高まった。

その中で、谷水の飲水利用という実態も明らかになった。これについては水道水等への切り替えが困難である飼養者もあったが、他の飼養者の事例紹介等を行い、引き続き指導し、改善していく必要があると考える。

農産物直売所にて卵を販売している飼養者は、概ね高い衛生意識を持っており、それを継続していくよう指導できた。

また、小学校への啓発指導を行ったことで、鶏飼育担当児童および担当教員に対し、鶏飼育現場での「鳥インフルエンザに感染するのではないか」等の「不安」を払拭できたと考えられる。さらには、児童間および家庭での伝達も期待できると考えられた。これを機にこのような活動を継続していきたい。

動物公園等では良好な衛生状態の維持に積極的に取り組んでおり、それを継続していくよう指導できた。

今後も飼養衛生管理基準に準ずるよう、引き続き飼養者に対し啓発指導していき、家きん農場の防疫対策につなげていきたい。

【参考文献】

- 1) 黒田順史ら：鳥インフルエンザ発生時の家きん卵早期出荷に向けての取り組み、平成24年度和歌山県家畜保健衛生・畜産技術検討会演題番号6
- 2) ㈱アワーズ（アドベンチャーワールド）：鳥インフルエンザに関する対応について、平成23年12月25日改訂